

経済産業分野の信用分野における個人情報保護に関するガイドライン要綱案

1. 目的等（法第1条）

- (1)本ガイドラインは、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）個人情報の保護に関する法律施行令（以下「施行令」という。）及び「個人情報の保護に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を踏まえ、「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」（以下「経済産業分野ガイドライン」という。）を基礎として、法第6条及び第8条に基づき事業者の指針を定めるもの。
- (2)法の運用において、本ガイドラインに特に定めのない部分については、経済産業分野ガイドラインが適用される。

2. 定義等（法第2条等）

- (1)「個人情報」（第1項）
(2)「個人情報データベース等」（第2項）
(3)「個人情報取扱事業者」（第3項）

取り扱う個人情報の量が5000人分を超えるか否かの算定方法は、事業者が信用情報機関に加入している場合、当該信用情報機関及び提携する他の信用情報機関の管理する個人情報データベースを構成する個人情報により識別される特定の個人の数の総和による。

- (4)「与信事業者」

「与信事業者」とは、個人情報取扱事業者のうち、割賦販売法第2条第1項の割賦販売、同条第2項のローン提携販売、同条第3項の割賦購入あっせんその他の物品又は役務の取引に係る信用供与を業として行う者をいう。

なお、割賦販売法第2条第1項の割賦販売、同条第2項のローン提携販売、同条第3項の割賦購入あっせんその他の物品又は役務の取引に係る信用供与を業として行う者であって、個人情報データベース等を事業の用に供している者であれば、その取り扱う個人情報の量が5000人分を超えなくても、本ガイドラインを遵守することが望ましい。

- (5)「信用情報機関」

「信用情報機関」とは、個人情報のうち購入者の支払い能力に関する情報の収集及び与信事業者に対する当該情報の提供を業とする者をいう。

- (6)「個人データ」（第4項）
(7)「保有個人データ」（第5項）
(8)「本人」（第6項）
(9)「本人に通知」（法第18条第1項）
(10)「公表」（法第18条第1項）
(11)「本人に対し、その利用目的を明示」（法第18条第2項）
(12)「本人の同意」（法第16条第1項及び第23条第1項）

原則として、書面（電子的方法等を含む。）での同意確認を行わなければならない。書面は、契約条項とは独立した書面とし、又は同一の書面であっても他の契約条項とは明確に分離する。なお、文字の大きさ、文章のわかりやすさ等、消費者に理解しやすいようにする。

(13) 「本人が容易に知り得る状態」(法第23条第2項及び第4項)

(14) 「提供」(法第23条第1項)

3. 利用目的の特定（法第15条）

(1) 利用目的の特定（第1項）

個人情報各項目と利用目的各項目との対応関係を示すことが望ましい。

【例示】

(2) 利用目的の変更（第2項）

4. 利用目的による制限（法第16条）

(1) 利用目的による制限（第1項）

与信事業者が信用情報機関に加入している場合は、信用情報機関に登録し、又は信用情報機関から必要な個人情報を取得することについても併せて同意を得なければならない。

この場合において、ダイレクトメールの発送等の販売促進の目的で個人情報を利用することについてその本人が拒否したときは、与信事業者は、そのことを理由に与信に係る契約の締結を拒否しないことが望ましい。

(2) 事業の承継（第2項）

(3) 適用除外（第3項）

(4) 機微（センシティブ）情報

機微（センシティブ）情報（政治的見解、信教、保健医療、犯罪歴、人種、本籍地等に関する情報）については、取得又は利用しない。

【例外事項】

5. 個人情報の適正取得（法第17条）

6. 取得に際しての利用目的の通知等（法第18条）

(1) 通知又は公表（第1項）

通知の方法については、原則として、書面（電子的方法等を含む。）による。

(2) 直接書面等による取得（第2項）

(3) 利用目的の変更（第3項）

(4) 適用除外（第4項）

7. データ内容の正確性の確保（法第19条）

保有個人データの利用目的に応じて保存期間を定め、保存期間経過後には個人情報を

消去する。

8. 安全管理措置（法第20条）

与信事業者及び信用情報機関は、以下の安全管理措置を実施。（〔カッコ〕内は経済産業分野ガイドラインでも規定）

(1) 組織的措置

基本方針の策定及び公表

〔安全管理措置を定めた規程等の整備〕

社内における役割・責任の明確化

個人情報管理責任者の設置

個人情報管理者の設置

社内外への報告体制の整備

〔取扱状況の一覧の整備及び保持〕

外部監査その他の実施状況を確認する仕組みの導入

〔安全管理措置の評価、見直し〕

〔事故又は違反時の対処〕

(2) 人的措置

〔非開示契約等の雇用契約への反映〕

職務規程等への個人情報の扱いの記載

〔従業者に対する継続的教育・訓練〕

(3) 物理的措置

〔施設における施錠その他の入退館の管理〕

〔盗難防止対策の実施〕

〔機器等の物理的保護〕

(4) 技術的措置

〔アクセスにおける識別及び認証〕

〔アクセス制御〕

〔アクセス権限の管理〕

〔アクセスの記録〕

〔不正ソフトウェアへの対策〕

〔個人データの移送・送信時の対策〕

〔情報システムの動作確認時の対策〕

〔情報システムの監視〕

9. 従業者の監督（法第21条）

(1) 与信事業者及び信用情報機関は、従業者に対して、安全管理措置を遵守させるようモニタリングを実施。

(2) モニタリングの結果、従業者に問題があった場合には、安全管理措置を遵守させるよう指示・命令。

10. 委託先の監督（法第22条）（〔 っこ 〕内は経済産業分野ガイドラインでも規定）

- (1) 委託先の選定に当たっては、あらかじめ定めた選定基準に基づき、個人データを適正に取り扱う者を選定。
- (2)〔 委託契約において、必要かつ適切な監督ができるように個人データの扱いに関する内容を契約に盛り込む。〕
- (3)〔 委託先（再委託先を含む）においても安全管理措置が遵守されるよう確保する。〕

11. 第三者への提供の制限（法第23条）

(1) 原則

個人データを提供する第三者については、原則として、その氏名又は名称を記載することにより特定。

信用情報機関に対し個人データを提供する場合には、個人データが信用情報機関及び当該信用情報機関と提携する信用情報機関（名称及び性格も）並びにこれらの会員企業にも提供されることを記載した上で、同意を得る。

加入資格に関する信用情報機関の規約等、信用情報機関及び当該信用情報機関と提携する信用情報機関に加入する会員企業のリストについて、容易に知り得る状態に置く。信用情報機関の規約等においては、加入資格のある企業の外延が明確になるよう、加入資格、加入企業の業務、業務違反に対する制裁措置等について、できる限り具体的に記載。

個人データを提供される第三者における利用目的は、できる限り具体的に記載。

【具体的な記載の事例】

第三者に提供される個人データの項目については、個人データを提供する第三者ごとに記載。

同意の取得は、署名・押印を求めるなど、上記書面に本人の同意の意思が記載される方式による。

【備考】

（信用情報機関間の情報交流の在り方について）

(2) オプトアウト

本分野においてオプトアウトを利用すると、支払困難に陥った債務者が、信用情報機関を通じた当該債務者の個人信用情報の利用を停止できることとなり、個人情報機関を通じた情報交流により適正与信の確保、多重債務者問題への対応を図る目的が達成されなくなることから、本分野においてはオプトアウトを利用しないことが望ましい。ただし、官報情報等の公開情報を第三者に提供する場合は例外。

(3) 共同利用

グループ企業において与信事業者が他の事業者と共同利用を行う際には、その範囲が明確になるように明示した上で、その構成企業リストは容易に知り得る状態に置く。

【グループ企業での共同利用の範囲の示し方の事例】

「利用する者の利用目的」は、第三者提供に係る同意取得の場合と同様、できる限り具体的に記載。

12．保有個人データに関する事項の公表等（法第14条）

13．開示（法第15条）

14．訂正等（法第26条）

15．利用停止等（法第27条）

16．理由の説明（法第28条）

17．開示等の求めに応じる手続（法第29条）

- (1)開示等の求めをする者が本人又は代理人であることの確認の方法を定めるに当たっては、十分かつ適切な確認手続とするよう留意。
- (2)その際、当該定めの中で、施行令第8条第2項の代理人による求めに対して、与信事業者が本人にのみ直接開示することも可。

18．手数料（法第30条）

19．苦情の処理（法第31条）

20．勧告、命令、緊急命令、罰則（法第34条、第56条、第58条）

21．経過措置（法附則第2条～第5条）

22．ガイドラインの見直し